

志布志市蓬の郷

（ふれあい交流センター以外の施設）

指定管理者募集要項



志布志市
シティセールス課
おもてなしグループ

〒899-7192

鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号

TEL 099-472-1111 内線 357

FAX 099-473-2203

E-mail omotenashi1@city.shibushi.lg.jp

<http://www.city.shibushi.lg.jp>

志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）指定管理者募集要項

志布志市では、志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）（以下「本施設」という。）の設置目的に沿った管理運営を効果的・効率的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年志布志市条例 193 号）第 2 条の規定により、指定管理者を募集します。

1 施設の概要

- (1) 名 称 志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）
- (2) 設置目的 市民のふれあい交流の促進、地域間交流の促進、健康ライフの増進、青少年の自然観察学習の促進及び地域の活性化を図る。
- (3) 施設概要

名称	位置
親水公園	志布志市有明町蓬原 356 番地
多目的広場	志布志市有明町蓬原 451 番地 1
民宿村（宿泊施設等の貸付地及び個人所有地を除く。）	志布志市有明町蓬原 4100 番地

※ 詳細は、業務仕様書を参照してください。

※ ふれあい交流センターは、管理施設に含みません。

2 管理運営の基本方針

- (1) 指定管理者は、市民及び観光客が広く利用する公の施設としての性格を十分認識してください。
- (2) 本施設は、普現堂湧水源をはじめ周辺の豊かな自然・環境を活かした施設であり、設置目的に沿った事業を企画・実施してください。
- (3) 指定管理者は、経営改善・業務改善を常に目指して創意工夫を図ってください。
- (4) 指定管理者は、地域産業の振興を図るようにその管理運営を行い、また関係団体と連携して観光振興を図ってください。
- (5) 本施設の施設管理については、最良の状態を維持し利用者の安全の確保に努めてください。

3 指定管理者が行う業務の範囲（詳細は業務仕様書を参照）

- (1) 本施設の利用に関する業務
- (2) 本施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、施設の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

4 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 休業日
12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
- (2) 管理時間

午前 8 時から午後 5 時まで

(3) 個人情報の取扱い

指定管理者は、志布志市個人情報保護条例（平成 18 年志布志市条例第 15 号）第 6 条の規定により、個人情報の適切な管理のため必要な措置を講ずることとし、その管理する公の施設の業務に従事している者（従事者）は、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても同様とします。

(4) 情報公開

指定管理者は、志布志市情報公開条例（平成 18 年志布志市条例第 14 号）第 25 条第 1 項の規定により、本施設の管理に関して保有する情報の公開に努めてください。

(5) 環境への配慮

指定管理者は、志布志市環境基本条例（平成 19 年志布志市条例第 20 号）第 6 条の規定により、環境へ配慮した本施設の管理を行ってください。

(6) 関係法令等の遵守

指定管理者は、本施設の管理に当たっては関係法令を遵守しなければなりません。

5 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとします。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消す場合があります。

6 管理に要する経費

本施設の管理に要する経費は、市が支払う指定管理料及びその他自主事業収入によって賄うこととします。このうち市が支払う指定管理料の金額は、下記に定める基準額を上限とし、申請事業者は、年度ごとの指定管理料の金額を提案してください。

なお、指定管理料の金額は、事業計画書において提案のあった金額を踏まえ、年度ごとに市の予算の範囲内で指定管理者と協議を行い、毎年度締結する「年度協定」で定めます。

指定管理料基準額（年間）6,277 千円（消費税及び地方消費税を含みます。）

ただし、上記基準額には、年間の修繕料 500 千円を含みます。したがって修繕の実績が 500 千円を下回った場合はその差額を市に返納し、上回る場合は、事前に市と協議の上必要と認めるときは市から追加して支払うものとします。

7 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税、地方税等を滞納していないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと及び暴力団又は暴力団の構成員（暴力団

の構成団体の構成員を含む。) 若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。

8 募集要項等の配布

- (1) 配布期間 令和7年8月13日(水)から配布します。
(土曜、日曜及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)
- (2) 配布場所 志布志市役所シティセールス課おもてなしグループ(志布志庁舎3階)
なお、配布期間中は、市ホームページからダウンロードできます。

9 施設説明会・質問の受付

- (1) 施設説明会
申請を予定している事業者は、出席をお願いします。
日 時 令和7年8月27日(水) 午後3時から
場 所 蓬の郷ふれあい交流センター(希望者には説明会終了後、施設を案内します。)
参加人数 1団体につき2人まで
申込方法 別紙参加申込書を令和7年8月20日(水) 午前中までに、電子メールで
シティセールス課に提出してください。
- (2) 質問の受付
受付期間 令和7年8月27日(水) から令和7年9月5日(金) まで
提出方法 別紙質問書を電子メールで港湾商工課に提出してください。
口頭、電話及び施設説明会以前の質問には応じることはできません。
回答方法 市ホームページに随時掲載予定です。

10 申請方法

- (1) 提出書類
申請に当たっては、次の書類を提出してください。
なお、提出書類エ〜ケのうち、該当がない書類がある場合は、申立書にその書類名と該当がない理由を記入して提出してください。
ア 指定管理者指定申請書(様式第1号)
イ 事業計画書(様式第2号)
ウ 収支計画書(様式第3号)
収支計画書は、指定期間の年度ごとに作成してください。ただし、年度ごとの収支の見込みが同じである場合は、その旨を記載し、1枚のみの提出とすることができます。
エ 定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、規約その他これに類するもの)
オ 印鑑登録証明書
カ 営業に係る許可等を受けていることを証する書類
キ 直近を含む3事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録その他これらに類する書類
ク 直近を含む3事業年度の事業報告書又はその他団体の業務の内容を明らかにする書類
ケ 納税証明書

- ⑦ 法人税、消費税、地方消費税及び地方税について未納がないことの証明書
- ⑧ 志布志市の市税(同市税が課税されていない者で市外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の地方税)について未納がないことの証明書
- (2) 提出部数
正本 1 部及び副本 10 部(副本は、複写可)
- (3) 提出方法及び提出場所
シティセールス課に提出してください。持参できない場合は、シティセールス課に御相談ください。
- (4) 申請受付期間
令和 7 年 8 月 13 日(水)から令和 7 年 9 月 17 日(水)まで
(午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)
- (5) 留意事項
 - ア 提出書類は、やむを得ない場合を除き、日本工業規格 A 列 4 番で提出してください。
 - イ 申請事業者につき 1 申請とします。
 - ウ 必要に応じ、追加資料の提出を依頼する場合があります。
 - エ 提出された書類は、返却しません。
 - オ 申請に要する経費等は、全て申請事業者の負担とします。
 - カ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。

11 指定管理者(候補者)の選定

- (1) 選定・審査の基準
 - ア 事業計画書による施設の運営が住民の平等利用を確保するものであること。
 - イ 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮されるものであること。
 - ウ 事業計画書の内容が施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - エ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (2) 選定方法
指定管理者選定委員会で、事業計画書等を選定・審査の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める申請事業者を選定し、市長が指定管理者候補者として決定します。
なお、指定管理者選定委員会では、面接審査を行う予定です。面接審査を行う場合は、申請事業者に日時等を別途連絡します。
- (3) 選定結果
選定結果については、全ての申請事業者に通知するとともに市ホームページで公表する予定です。指定管理者候補者は、志布志市議会の議決を経た後、指定管理者としての指定を行います。
なお、選定結果の公表の際は、指定管理者候補者以外の申請事業者名は公表しません。

12 協定の締結

- 指定の後、市と指定管理者は、業務の実施等に関し細目的事項等について定めるため、本施設の管理に関する協定を締結します。
- 協定は、指定期間を通じての基本的事項を定めた「基本協定」及び当該事業年度における事項に

ついて定めた「年度協定」を締結します。

(1) 基本協定の主な内容

- ア 事業計画書に記載された事項
- イ 指定の期間に関する事項
- ウ 利用料金に関する事項
- エ 事業報告書に関する事項
- オ 市が支払う管理の業務に係る費用に関する事項
- カ 指定の取消し及び管理の業務の全部又は一部の停止に関する事項
- キ 管理の業務を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項
- ク 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ケ その他

(2) 年度協定の主な内容

- ア 当該年度の業務内容に関する事項
- イ 当該年度に市が支払うべき指定管理料に関する事項
- ウ その他

13 管理状況の監視等

- (1) 指定管理者は、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項で規定する事業報告書、毎月の管理状況報告書等を提出するほか、市は、必要に応じて施設、物品、会計帳簿等の現地調査を行います。
- (2) 指定管理者は、利用者の利便性の向上等の観点から、アンケート等により、利用者の意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況を市に報告してください。

14 留意事項

- (1) 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が応募資格に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実ではないと認めるとき、若しくは社会的信用を著しく損なう等指定管理者としてふさわしくないと認めるときは、指定管理者の指定を行わないことがあります。
- (2) 指定管理者の指定後に、指定管理者が応募資格に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実ではないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なう等指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。
- (3) 指定管理者の指定の期間内において、指定管理者の都合により指定管理業務を継続できない場合は、市は、指定管理者に対し、損害賠償を請求することができるものとします。

15 その他

指定管理者は、管理業務を行うために必要な職員について、希望があれば従前より施設管理を行ってきた職員を引き続き雇用するよう努力してください。

16 添付資料・様式

- (1) 指定管理者指定申請書

- (2) 事業計画書
- (3) 収支計画書
- (4) 申立書
- (5) 質問書・説明会参加申込書
- (6) 志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）の指定管理者業務仕様書

問合せ及び各書類提出先

志布志市シティセールス課おもてなしグループ

〒899-7192 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号

電 話 099-472-1111 内線 357

F A X 099-473-2203

メールアドレス omotenashil@city.shibushi.lg.jp

ホームページ <http://www.city.shibushi.lg.jp/>